

生活保護費及び児童扶養手当の国庫負担金を引下げないことを求める意見書

厚生労働省は11月4日、「三位一体改革」に関して生活保護費と児童扶養手当の国庫負担を現行の4分の3から2分の1に引下げ、住宅扶助などについては国庫負担を廃止し、一般財源化する「見直し案」を提案してきた。

今回の提案は、「地方分権」と言いながら、国が責任を負うべき財政負担を単に地方に押しつけるものにすぎず、全国知事会、全国市長会など地方関係団体から強く反対の声が上がっているのは当然である。谷本正憲石川県知事は「厚生労働省案は、これまでの議論をいっさい無視するもので、強く撤回を求める」と主張。岡崎誠也高知市長は「全国市長会としては事務を返上する考えはないが、厚生労働省がこの案を強行するのであれば、この動きは加速せざるをえない」と不信感をしめしている。総務省の山崎力副大臣も「生活保護の負担率は、国の責務およびこれまでの経緯にかんがみ、現行の水準を維持すべき」と厚生労働省案の撤回を求めている。

そもそも生活保護制度は、憲法25条に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障する最後のよりどころであり、第一義的に国が責任を負うべき制度である。

このような時に国庫負担を引下げるることは、憲法、生活保護法の精神に反して、国の責任を後退させ、国民の生存権の侵害に拍車をかけるものであり、断じて認めることができないものである。

よって、政府及び国会においては、生活保護費および児童扶養手当の国庫負担金を引下げないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月16日

宮城県名取市議会議長 渡辺 至男

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

參議院議長 殿

厚生労働大臣 殿